

上田市文化少年団規約

(名称及び事務局)

第1条 本団は、上田市文化少年団（以下「本団」という。）と称し、事務局は上田市政策企画部交流文化スポーツ課に置く。

(目的及び活動)

第2条 本団は、加盟団体相互の連携のもと、子どもの健全育成に努め、文化活動の活性化を図ることを目的とする。

また、子どもを主体とした文化活動を通じて、地域文化の振興と創造をめざす。

第3条 本団は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 加盟団体相互の連携と交流
- (2) 全市的な文化事業の主催または共催
- (3) 子どもの文化活動に関する調査研究ならびに広報活動
- (4) その他、前条の目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 本団の目的に賛同し、子どもを対象とした活動を行う上田市内の文化・芸術団体をもって構成する。

(加盟及び脱退)

第5条 加盟及び脱退については、理事会の承認を得なければならない。

第6条 本団の構成員として不適当と認めるときは、理事会の決議を経て除名することができる。

(組織)

第7条 本団には、次の役員を置く。

団長	1名
副団長	若干名
事務局長	1名
理事	各団体1名
会計	1名
監事	2名

2 前項に定めるもののほか、顧問及び事務局員若干名を置くことができる。

第8条 理事は、各加盟団体の総意を代表するものとして各加盟団体から1名を選出するものとし、理事会を組織し、この規約に定める事項を審議決定する。

2 理事は、理事会で決定した事項を各所属団体に周知を図り執行する。

第9条 団長、副団長、事務局長は理事会で選出する。

2 理事が団長、副団長に就任したときは、理事の資格を失う。この場合その後任はその者の属する加盟団体から選出する。ただし、やむをえない場合には当面の間理事を兼ねることができる。

3 団長は、本団を代表し、会務を執行する。

4 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるときは、団長の職務を代行する。

5 事務局長は、会務及び会計を総括する。

6 監事は、年1回会計を監査する。また、理事との兼務を妨げない。

第10条 事務局員は、理事会の同意を得て団長が委嘱し、庶務に従事する。

第11条 顧問は、重要事項について理事会の諮問に応ずることができる。

2 顧問は、本団に助言を与えられる経験をもつもの、または本団に寄与したもののから、理事会の議決を経て選出することができる。

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第13条 理事会は団長、副団長、事務局長及び理事で構成する。

2 理事会は、団長が召集する。

3 理事会は、必要に応じ開催することができる。

4 理事会は、本団の事業計画、事業報告、その他必要な事項を審議決定する。

(理事会の開会及び決議の定足数)

第14条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会できない。ただし、再度召集したときはこの限りではない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長が決定する。

3 議長は、団長によって理事の中から選出される。

(総会)

第15条 総会は団長、副団長、事務局長及び理事を含む各団体の役員全員で構成する。

2 総会は、毎年1回定期的に行うこととし、構成員の2分の1以上の出席に

より成立する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

3 総会は、本団の事業計画、事業報告、その他事項を報告承認する。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長が決定する。

(附則)

第16条 この規約は、理事会において出席者の3分の2以上の同意を持って変更することができる。

第17条 この規約施行について必要な事項は理事会の議決を経て団長が別に定める。

第18条 この規約は、平成17年3月27日から施行する。

平成17年10月13日 一部改正

平成25年 4月18日 一部改正

平成29年 4月14日 一部改正

令和 3年 4月20日 一部改正